

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 62 号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の締結について
- (2) 議案第 63 号 魚沼市庁舎電気設備工事請負契約の締結について
- (3) 議案第 64 号 魚沼市庁舎機械設備工事請負契約の締結について

2 日 時 平成 30 年 6 月 15 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 301 会議室

4 出席委員 大桃 聡、佐藤敏雄、大平栄治、渡辺一美、高野甲子雄、大屋角政、
遠藤徳一、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説 明 員 佐藤市長、渡辺財政課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。本委員会に付託されました議案について審議願います。

大屋委員 進め方として提案ですが、議案第 62 号から 64 号までを一括質疑として、採決は個別に行うという形にしないと、全部関連するところがありますので、そういう方法はどうでしょうか。

渡辺委員長 今ほど、大屋委員のほうから、62、63、64 号の議案を一括で質疑をし、採決を個別にというご意見がございました。この件について、よろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定させていただきます。

- (1) 議案第 62 号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の締結について
- (2) 議案第 63 号 魚沼市庁舎電気設備工事請負契約の締結について
- (3) 議案第 64 号 魚沼市庁舎機械設備工事請負契約の締結について

渡辺委員長 日程第 1、議案第 62 号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の締結について、日程第 2、議案第 63 号 魚沼市庁舎電気設備工事請負契約の締結について、日程第 3、議案

第 64 号 魚沼市庁舎機械設備工事請負契約の締結について、一括して議題といたします。

3 議案について、執行部から補足説明はありませんか。

渡辺財政課長 ごいません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

高野委員 提案に際しまして、工程が厳しく、議会議決を急ぐことを求めていますけれども、この新庁舎の工期と金額については市長選での大きな争点でもあり、市長の公約だと受け止めております。したがって、工期、金額を守るのは市長の責任であって、議会の責任ではないと私は受け止めています。工期、金額を守るとの市長選での決意について、再度、市長の決意をお伺いしたいと思います。

佐藤市長 工期と金額については私の公約でもありますので、その辺については議員ご指摘のとおりだと思います。ただ、工期につきましては、できるだけ余裕を持って着手いただきたいほうがありがたいということでもありますので、そういった意味から即決でお願いしたいという要望を出させていただきました。この地域は豪雪地域でもありますので、そういったことを考えれば余裕を持って工事に着手していただくのがありがたいということで、そういうお願いをさせていただいています。企業体の皆さんは工期のほうも十分熟知をして、この契約についても議会の議決案件であることは十分理解した上での応札だと思いますので、その辺は変わらないということであります。

大桃委員 建築工事のほうですが、私が再三お願いをしてあったんですけど、図面見ると 2 階の床が吹き抜けで、一部床を張らないということで、前の話だとお金がかかるからというような話だったので、これは実際幾らかかるのか試算していただいたと思うんですが、幾らくらいかかるのか。

渡辺財政課長 単純に面積割をして逆算して掛けますと、5800 万円から 5900 万円という数字が増えます。ただし、それは単純な掛け算でありまして、今回、それを張るということになりますと、意匠の問題、建物全体の構造の問題が絡んでまいりますので、それらを勘案しますとかなり金額的には多くなると見込んでおります。

大桃委員 以前はそういう話じゃなくて、金額だけの話をいただいたので、何も影響ないとは思わないんですけども、私がそこを張ったらいんじゃないかと言うのは、後で張れるはずじゃないですし、ほかのことで必要なときに部屋が足りないということにならないように、そこだけ張っておけばというのが私の意見です。それでですね、今回の入札で請け差が 4600 万円。公約の 30 億から今の請けで 1 億 3000 万円ほど余裕があると。全部で 28 億 6956 万円ですから 1 億 3044 万円余裕があると。若干の増工などを見込んであるんだと思いますけれども、5000 何がしでなるのであれば絶対後悔しないと思うので、やるような方向でいったらいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

渡辺財政課長 公約の 30 億円の中には、今回ご提案させていただいている 3 件のほかに、電発さんからお借りする職員用の駐車場の整備工事も包含しております。それについては、まだ発注をしておりませんし、最終的な積算の詰めをやっているところでございます。それらを勘案した場合には、なかなか 1 億何がしのという、そこまでの金額は入ってまいりません。今のうちというお話ですけど、スタートの時点でそのような構想で入っておれば、張るということもできないわけではないでしょうけれども、今現在、もう張らないと

いうことを前提に構造計算等をして設計しておりますので、逆に戻るということになる、それ以外にも工期的な部分等含めて、かなり大きな影響が出ますので、それについてはお応えをいたしかねるという状況でございます。

大屋委員 全体に関わるんですが、昨日の本会議で佐藤肇議員が質疑を行いましたけれども、構成企業体の出資割合については企業秘密もあって言えないと言っておりましたが、私どもが企業に聞けばわかることなんで、これは秘密でもなんでもないと思うんで、入札参加条件もあるわけですから、この出資割合というのは答弁できると思うんですが、いかがですか。

渡辺財政課長 確かにおっしゃるとおり、各企業体に照会をいただければ、それはわからないわけではないと思います。ただし、それを私どものほうからお示しをするというのは控えさせていただきたい。ただ、入札の公告にお示しをしております出資の比率ですが、構成員の代表者については構成員中、最大であること。JVを結成する際、2社の場合は最低出資が30%以上、3社の場合は20%以上、4社の場合は15%以上、それらの要件につきましては全ての企業体において充足しております。

大屋委員 そうしますと、これは企業側に行政が聞くものではないと理解してよろしいですか。

渡辺財政課長 私どものほうから、それらをお示しするというのは控えさせていただきたい。皆さん方が企業体のほうへ照会をされて、企業体が了解して出しますということについては、行政がどうこう言うことではございませんので、ご理解いただければと思います。

大屋委員 そうすると、入札参加条件に適合しているかどうかの判断はどこでやるんですか。

渡辺財政課長 私どもは庁内に入札参加資格審査委員会というのがございます。入札参加の資格審査をやる委員会ですが、そちらにおいてその確認はさせていただいております。

大屋委員 そうすると、そういう確認をしたうえで今回落札ということになったわけですか。

渡辺財政課長 委員お見込みのとおりでございます。

大屋委員 そうすれば、そこで確認しているんだから、それを言えないというのはおかしいことだと思うんですが、どうでしょうか。

渡辺財政課長 先ほど答弁のとおりでございますので、ご理解いただければと思います。

大屋委員 建築の場合は市内業者、企業体の構成条件がありますよね。一般競争入札の場合は東京からでも関東からでも、どこからでも入札に参加できるんですが、企業体の構成条件として建築、電気、機械、これが3つとも違う条件になっているようですね。建築は市内業者のほかに市内特定業者も可としておりますけれども、電気設備については市内に本社を置く業者だけの条件がついております。機械設備は市内業者のほか県内業者オーケー。県内に本社を置かないで営業所がある全国大手の業者でもオーケーとなっておりますが、このように条件を違うようにした理由は为什么呢。

渡辺財政課長 業者の関係につきましては、これは市長がかねがね申し上げていたとおり、地元でできるものにつきましては地元の皆さんから請け負っていただきたい。これは大前提でございます。したがって、構成員の代表者の部分が3つ若干違うだけであって、当該建設工事の建設業許可を受けている業者で、名簿登録されている業者であれば、どなたでも構成員となる資格を有している。ただ、代表者部分について一定の制約をさせてい

いただきました。企業体の代表者ということになりますと工事に対する施工者側の責任を負うという格好になりますので、相応の技術力あるいは経験値が必要になってきますし、また市内のそのほかの工事案件、こちらの庁舎建設工事だけではございませんので、それらを総合的に勘案させていただきました。確かにおっしゃるとおりで、管工事は県内に本店あるいは支店を有する、具体的には本店が東京にある業者でも新潟県内に支店を有すれば、それは参加できる。ただ企業体の構成員、代表者だけにはなりうるという格好でございます。ご案内のとおり、管工事につきましては市内の工事としてガス水道局発注の工事も多々ございます。そういった中で、市内の業者だけでは厳しいだろうということ。それともう一点が、設計士側と協議していく中で、今回は総合的なビル空調あるいはビルの給排水等、技術的に相当水準が高い案件になるということで、いろいろ協議していく中で市内業者だけでは少し厳しい。じゃあ、どこまで広げるかという話になりますけれども、もう少しその範囲を広げて対応したらいいかということで、これも庁内の審査委員会を経て、その要件設定をさせていただいたという経過がございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

大屋委員　今回、非常に入札参加企業体が少ないというのは、やっぱりそういうこともあったのだと思うんですが、特に機械設備の場合は1社しかなかったわけですが、これはやっぱり非常に厳しい条件設定がなされていたために、入札参加企業体が少なかったのではないかなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

渡辺財政課長　確かに構成員の代表者になりうる市内業者ということになりますと、私どもに登録していたところによりますと4社でございました。ただし構成員に入ることが可能な業者は39社、市内にございます。ただ、39社の皆さんが、管工事をメインにされている方、一般土木工事をメインにされている方、あるいはそのほか建築もできるような方、そういう方々がいろいろ入り混じっております。企業体の結成につきましては、それらの条件を付した上で自主結成、いわゆる業者間でそれぞれ結成をいただいたということで、その結果として1社だったということがございますので、その辺よろしくお願ひしたいと思えます。

大屋委員　機械設備については、1回目は不調で、2回目になっているということも考えると、非常にやっぱり条件的には厳しいんじゃないかなと思うんですが、これで再入札で入札予定価格より若干安いという形でできているわけですが、制限価格に比べれば3000万円くらい上になっておりますので大丈夫だと思うんですが、非常に厳しい内容じゃなかったかなという感触があるんですが、それはどうでしょう。

渡辺財政課長　業者にとって厳しかったかどうかというのは、私どもはわかりませんが、入札の執行に当たっては、まず、最初の入札をします。そこで、予定価格に至らなかった場合は直ちに再入札をその場で行います。したがって今回の場合であれば、1回目の入札で予定価格以下に達しなかったわけですから、その場で再入札をしました。したがって、業者にとってみれば、より予定価格に近いところ、あるいは同額で取れば一番理想なわけでありましてけれども、初回がそれに至らなかったということで、2回目に業者のほうで精査をした内容をいくつかたぶん準備されているとは思いますが、その結果、2回目の金額が予定価格を下回ったということがございます。

佐藤委員　　ちょっと単純な話なんですけれども、予定価格と制限価格がありますけれども、予定価格については設計書に基づいて、なんとか本を見て設計すると思うんですけれども、それに発注側で掛ける何とかというのはしているのかどうか。

渡辺財政課長　　予定価格の設定につきましては、設計基準に基づいて、あるいは設計士の積算に基づいて設計価格が出てまいります。その設計価格を基にして、その執行権者、今回の場合であれば市長ですけれども、市長のほうで設定をしたということで、結果、佐藤委員ご質問の内容については、今現在、全国的にいわゆる歩切り、端数整理も含めてするなと国からの通知がありますので、市長のほうではその辺を勘案して設定をしたものと理解しております。

佐藤委員　　では、ほぼその設計どおりと理解してよろしいですか。

渡辺財政課長　　委員お見込みのとおり、ご理解いただいてよろしいかと思います。

佐藤委員　　それでは、制限価格はどういう方法で出しているのでしょうか。

渡辺財政課長　　これは、公共工事の契約に関する一つの基準があるんですけれども、まず、私どもはそれに基づいて一つの制限価格候補を積算します。それと、もう一つは、これは30年4月からですけれども、新潟県がそういうことに加えて、もう一つ予定価格の91%という数字の中で、91にならなかった場合は91にしますというやり方をやっています。私どもはそれを若干改良して、先ほど言った公共工事の積算に基づく制限価格の算式、それと予定価格の91%、そのいずれか高いほうを制限価格として設定をしてございます。

佐藤委員　　3つ目の機械設備工事以外は1回で入札した、設計にそう大狂いのない単価でしたけれども、先ほども地元優先であることで、市長がそういう話をしていたということで、ぜひその方針でいってもらいたいと思いますが、当然、下請け等の業者を頼むと思いますが、元請業者に下請けに対してあんまり無理をさせるなというような指示ができるものなのか。

渡辺財政課長　　指示は正直できません。これはあくまで民間対民間の契約になります。ただ、今回、入札公告の中にその他の部分でお願いということでございます。下請けにおける市内業者の優先発注等についてということで、あえてこの工事については下請けをする場合には市内業者を活用してください。あるいは資材、あるいは建設機器、これらを使う場合も極力市内業者を活用してくださいというお願いをしております。

佐藤委員　　お願いが通るようにご指導いただきたいと思います。あわせて下請けになると、ほとんど率を落とされるという不安の声も聞いているんですけれども、できるだけそういうことのないような指導が、無理かもわかりませんが、側面から指導していただけるようにしてください。

渡辺財政課長　　委員のおっしゃる分もわからないわけじゃありませんけれども、これは行政が介入できる部分ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

渡辺委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。それでは、これから議案第62号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の締結について、討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第62号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 62 号 魚沼市庁舎建築工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 63 号 魚沼市庁舎電気設備工事請負契約の締結についての討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第 63 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 63 号 魚沼市庁舎電気設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

議案第 64 号 魚沼市庁舎機械設備工事請負契約の締結についての討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから、議案第 64 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 64 号 魚沼市庁舎機械設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

本日の会議録の作成については、委員長に一任願います。本日の総務委員会は、これで閉会します。

閉 会（10：27）